

## ○草津市の良好な環境保全条例施行規則

昭和55年12月26日

規則第37号

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自然環境の保全

第1節 地区指定等（第3条—第14条）

第2節 保護樹木（第15条・第15条の2）

第3節 助成（第16条）

第3章 生活環境の保全

第1節 特定工場等に関する規制（第17条—第27条）

第2節 建設工事に関する規制（第28条・第29条）

第3節 快適な生活環境を阻害するその他の行為に関する規制（第30条・第31条）

第4章 雑則（第32条—第34条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、草津市の良好な環境保全条例（昭和53年草津市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 自然環境の保全

第1節 地区指定等

（保全地区の指定基準）

第3条 条例第12条第1項第1号の規定による保全地区の指定基準は、土地の面積が原則として3,000平方メートル以上のもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 樹林の状態がすぐれていること。

- (2) すぐれた植生が所在していること。
- (3) 池沼または河川を有し、自然環境がすぐれていること。

2 条例第12条第1項第2号の規定による保全地区の指定基準は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 代表的な動物の群棲地または植物群落の生育地
  - (2) 貴重な動物の生息地または植物の生育地
  - (3) 著しく減少しつつある動物の生息地または植物の生育地
- (保全地区指定案の告示)

第4条 条例第12条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 保全地区の名称
- (2) 保全地区に含まれる土地の区域
- (3) 指定案を縦覧に供する場所および縦覧期間
- (4) その他必要な事項

(公聴会)

第5条 市長は、条例第12条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会を開催しようとするときは、公聴会の開催の日時、場所および公聴会において意見を聞こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聞く必要があると認める者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の告示は、公聴会の開催の日の2週間前までに行うものとする。

(公聴会の議長)

第6条 公聴会の議長は、市長が市職員のうちから指名する。

2 議長は、公聴会を主宰する。

(公述人等の発言)

第7条 議長は、公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見を聞こうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容および理由を陳述させなければならない。

2 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許可することができる。

3 公述人および前項の規定により発言を許可された者（以下「公述人等」という。）の発言は、意見を聞こうとする範囲を超えてはならない。

4 議長は、公述人等が前項の範囲を超えて発言し、または不穏当な言動があつたときは、その発言を禁止し、または退場を命ずることができる。

（公聴会の秩序の維持）

第8条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、または不穏な言動をした者を退去させることができる。

（調書の作成）

第9条 議長は、公聴会の終了後、遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（保全地区指定の告示）

第10条 条例第12条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次の事項について行うものとする。

- (1) 保全地区の名称
- (2) 保全地区に含まれる土地の区域
- (3) 指定の内容
- (4) その他必要な事項

（行為の届出）

第11条 条例第14条の規定による届出（届出をした内容の変更をする場合を含む。）は、保全地区内行為および保護樹木行為（変更）届出書（別記様式第1号）によつて行わなければならない。

（建築物等の届出の基準）

第12条 条例第14条第1号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物にあつては、高さが5メートルまたは床面積の合計が10平方メートルとする。
- (2) 建築物以外の工作物にあつては、高さが2メートルまたは水平投影面積が30平方メートルとする。

（自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為）

第13条 条例第14条第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 保全地区内の池沼・河川等の水位または水量に増減を及ぼさせること。
- (2) 樹木の生態に著しく影響を及ぼすおそれのある枝等の伐採、下草の除草もしくは表土の採取または薬剤の散布
- (3) 市長が別に定める動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、または採取すること。
- (4) 屋外において物を集積し、または貯蔵すること（農業、林業または漁業の用に供するための物を集積し、または貯蔵する場合および建設用資材またはこれに類する資材を一時的に集積し、または貯蔵する場合で、面積の合計が10平方メートル、高さが1.5メートルを超えない場合を除く。）。

（届出の適用除外）

第14条 条例第16条第3号の規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づく土地開発公社
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条の規定に基づく地方開発事業団

2 条例第16条第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備を改築し、または増築すること。
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設を改築し、または増築すること。
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、もしくは増築することまたは河川を局部的に改良することであつて、河川の現状に著しく変更を及ぼさないもの
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、または増築すること。
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項または第2項に規定する保安施設事業に係る施設を改築し、または増築すること。

3 条例第16条第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、または増築することであつて、次に掲げるもの  
ア 保全地区内において行う工事に必要な仮設の工作物を設置すること。

イ 森林の保護管理のための標識を設置し、または鳥獣の保護増殖のための標識、  
巣箱、給餌台もしくは給水台を設置すること。

ウ 社寺境内地において、鳥居、燈ろう、墓碑その他これらに類するものを設置す  
ること。

エ 井戸その他これに類する工作物を設置すること。

オ 消防または水防の用に供する施設を設置すること。

(2) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを  
超えるがけ、よう壁またはのりを生ずる切土もしくは盛土を伴わないもの

(3) 土石の採取で、その採取による地形の変更が前号に規定する土地の形質の変更  
と同程度以下のもの

(4) 面積が10平方メートル以下の水面を埋め立て、または干拓すること。

(5) 木竹を伐採することであつて、次に掲げるもの

ア 自家の生活の用に充てるために木竹をその必要限度内で伐採すること。

イ 森林の保育のために下刈し、つる切りし、または間伐すること。

ウ 枯損した木竹または危険な木竹を伐採すること。

エ 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹をその必要限度内で伐採す  
ること。

(6) 農業または林業を営むために行う幅員が2メートル以下の用排水施設、農道も  
しくは林道を新設し、または改良すること。

(7) 水道管、ガス管その他これらに類するものを埋設すること。

## 第2節 保護樹木

(保護樹木の指定基準)

第15条 条例第18条の規定による保護樹木は、健全であり、かつ、学術的または歴  
史的に意義がある樹木であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、  
市長が特に保護の必要があると認めたときは、この限りでない。

(1) 地上から1.2メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上である  
こと。

(2) 地上からの高さが1.5メートル以上であること。

(3) 株立ちした樹木で高さが3メートル以上であること。

(4) はん登性樹木で枝葉の面積が30平方メートル以上であること。

(保護樹木に係る行為の届出)

第15条の2 条例第19条第1項ただし書により市長の許可を得ようとするものは、保全地区内行為および保護樹木行為(変更)届出書(別記様式第1号)によつて行わなければならない。ただし、次に掲げるような軽微な行為については、この限りでない。

- (1) 枯損枝または危険枝の切除
- (2) 整枝またはせんてい
- (3) 前2号に類する行為

2 前項の届出には、次のものを添付しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) その他市長が必要と認めるもの

### 第3節 助成

(助成措置)

第16条 条例第20条の規定による助成は、保全地区に係るものは、予算の範囲内において別表第1に定めるところによる。

2 市長は、必要と認めるときは、条例第20条の規定により保護樹木の枯損の防止またはその保護に係る技術的な処置に対し、予算の範囲内において助成を行うものとする。

3 前2項にかかわらず、国等は、助成対象者とししない。

4 前3項に定めるもののほか、助成に必要な事項は、市長が別に定める。

## 第3章 生活環境の保全

### 第1節 特定工場等に関する規制

(規制基準)

第17条 条例第29条第1項に規定する規制基準は、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

ばい煙および粉じんに係る規制基準	別表第2
汚水に係る規制基準	別表第3
騒音に係る規制基準	別表第4

振動に係る規制基準	別表第 5
悪臭に係る規制基準	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 9 1 号） 第 4 条に規定する 規制基準
燃料に係る規制基準	別表第 7

（特定工場等の設置の許可申請）

第 1 8 条 条例第 3 0 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、特定工場等設置許可申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 3 0 条第 2 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 作業時間
- (2) 主要生産品目
- (3) 給水および排水の系統ならびに水量
- (4) 燃料の種類および使用量

（特定工場等の変更の許可申請）

第 1 9 条 条例第 3 1 条第 1 項の規定による変更の許可を受けようとする者は、特定工場等変更許可申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 3 1 条第 1 項のただし書きに規定する規則で定める軽微な変更とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動もしくは悪臭の発生施設またはこれらの処理施設を有しない建物を新築、改築、増築、移転または除却する場合（ばい煙、粉じん、騒音、振動および悪臭の防止に支障を及ぼす場合は除く。）
- (2) 騒音発生施設の種類ごとの数を減少する場合およびその数を騒音発生施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合
- (3) 振動発生施設の種類および能力ごとの数を増加しない場合またはその変更が当該特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合
- (4) 騒音発生施設および振動発生施設の使用開始時刻の繰上げまたは使用終了時刻の繰下げを伴わない場合

（許可書等の交付）

第20条 市長は、条例第30条第1項または条例第31条第1項の規定により、特定工場等の設置または変更の許可を与えるときは特定工場等設置（変更）許可書（様式第4号）を、許可を与えないときは特定工場等設置（変更）不許可通知書（様式第5号）を当該申請者に交付するものとする。

（完成届）

第21条 条例第32条第1項の規定による届出は、特定工場等設置（変更）工事完成届出書（様式第6号）によつて行わなければならない。

（認定書の交付）

第22条 市長は、条例第32条第2項の規定による検査の結果、当該工事が許可の内容および条件に適合していると認めるときは、認定書（様式第7号）を当該届出者に交付するものとする。

（氏名等の変更および廃止の届出）

第23条 条例第33条第1項の規定による届出は、氏名等変更届出書（様式第8号）によつて行わなければならない。

2 条例第33条第2項の規定による届出は、特定工場等廃止届出書（様式第9号）によつて行わなければならない。

（承継）

第24条 条例第34条第3項の規定による届出は、特定工場等承継届出書（様式第10号）に承継の事実を証明する書類を添付して行わなければならない。

（事故の場合の措置）

第25条 条例第35条第2項の規定による報告は、特定工場等事故報告書（様式第11号）によつて行わなければならない。

（測定および記録等）

第26条 条例第39条の規則で定めるものおよび同条に規定する公害の原因となる物質等の排出量等の測定は、別表第8に掲げるとおりとする。

2 条例第39条の規定による測定結果の記録は、3年間（産業廃棄物に係るものにあつては5年間）保存しなければならない。

3 条例第39条の規定による報告は、測定結果報告書（様式第12号）により行わなければならない。



(汚水浸透の禁止物質)

第27条 条例第40条第1項の規則で定める物質は、別表第9に掲げるとおりとする。

#### 第2節 建設工事に関する規制

(規制基準)

第28条 条例第41条第1項に規定する特定建設作業に係る規制基準は、別表第10に掲げるとおりとする。

(実施の届出)

第29条 条例第42条の規定による届出は、特定建設作業実施届出書(様式第13号)により行わなければならない。

#### 第3節 快適な生活環境を阻害するその他の行為に関する規制

#### 第30条 削除

(生活騒音に係る規制基準)

第31条 条例第45条第1項に規定する生活騒音および生活騒音に係る規制基準は、別表第11に掲げるとおりとする。

#### 第4章 雑則

(身分証明書)

第32条 条例第57条第2項に規定する立入り検査等(保存区域内の土地その他の場所への立入りに係るものは除く。)を行う職員の身分を示す証明書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(申請書等の提出部数)

第33条 条例の規定による申請または届出は、申請書または届出書(この規則に定めるそれぞれの関係書類を含む。)の正本にその写し1部を添えて提出しなければならない。

(委任)

第34条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、既に設置し、または設置の工事をしている特定工場等については、第17条の規定に基づく規制基準は、昭和57年1月1日から適用する。ただし、法令または県条例で既に当該規制基準が適用されている特定工場等については、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、別表第3第1項第2号に定める排出基準は、公衆浴場については当分の間適用しないものとし、同表第2項に定める設備基準は、汚水に係る有害物質を排出する工程からの1日の通常の排出水の量が20立方メートル未満の特定工場等については、市長が定める日から適用する。

付 則（昭和61年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年7月1日規則第29号）

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

付 則（昭和62年4月1日規則第13号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則（昭和62年8月17日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和62年9月25日規則第39号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

付 則（平成元年9月30日規則第24号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

付 則（平成11年3月15日規則第5号）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則（平成14年7月1日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年2月25日規則第12号）

この規則は、平成15年3月1日から施行する。

付 則（平成18年11月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 22 年 4 月 1 日規則第 16 号）

この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 12 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 12 月 11 日規則第 45 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第 2 条の規定による改正後の草津市の良好な環境保全条例施行規則の規定は、この条例の施行の際現に存する特定工場に対しては、平成 25 年 6 月 11 日（当該施設が水質汚濁防止法施行規令（昭和 46 年政令第 1088 号）別表第 3 に掲げる施設である場合にあっては平成 25 年 12 月 11 日）から適用する。

付 則（平成 28 年 4 月 1 日規則第 12 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 30 日規則第 16 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 4 月 1 日規則第 63 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 12 月 4 日規則第 22 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年 12 月 4 日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別表第 1（第 16 条関係）

助成金	保全地区助成金
助成対象者	当該土地の所有者または管理者
助成対象となる取組み	助成対象となる取組みは、次に掲げるとおりとする。 (1) 薬剤の散布、草刈、剪定

	<p>(2) 立木および枝の伐採、倒木の処理</p> <p>(3) 保全地区内の清掃</p> <p>(4) その他自然環境の保全および緑化の推進のために市長が必要と認める取組み（緑地以外の部分に係るものを除く。）</p>
助成金の額	<p>1 当該土地に係る草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の規定による固定資産税および都市計画税の合計額に相当する額に、当該土地のうち、樹林の部分について、次の各号に掲げる部分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる面積当たりの金額を順次乗じて得た額を加えた額以内とし、その額が100,000円を超える場合にあつては、100,000円とする。</p> <p>(1) 3,000平方メートル以下の部分 1平方メートル当たり 10円</p> <p>(2) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の部分 1平方メートル当たり 5円</p> <p>(3) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の部分 1平方メートル当たり 3円</p> <p>(4) 10,000平方メートルを超える部分 1平方メートル当たり 1円</p> <p>2 助成対象者が、草津市自然環境保全地区助成金交付要綱（平成30年草津市告示125号）第3条第1項第2号に規定する自然環境保全計画書を提出した場合は、前項の規定により計算した助成金の4年度分に相当する額以内で、市長が定める額とする。</p>

別表第2（第17条関係）

ばい煙および粉じんに係る規制基準（ばい煙および粉じんは付表に掲げるものをいう。）

1 排出基準

いおう酸化物に係る排出基準

いおう酸化物の排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = 8.76 \times 10^{-3} \cdot He^2$$

この式においてq、Heは、それぞれ次の値を表わすものとする。

q いおう酸化物の量（単位 温度零度、圧力／気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

He 次の算式により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$$He = H_0 + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = (0.795 \sqrt{QV}) / (1 + (2.58/V))$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.31 \log J + (1/J) - 1)$$

$$J = (1 / \sqrt{QV}) (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

これらの式において、H<sub>0</sub>、Q、VおよびTは、それぞれ次の値を表わすものとする。

H<sub>0</sub> 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガス温度（単位 絶対温度）

## 2 設備基準

### (1) ばいじんに係る設備基準

項	施設の種類	規模	基準
1	ボイラー	<p>ア 重油その他の液体燃料を使用するもので、排出ガス量（温度が摂氏零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。）が40,000立方メートル以上のもの</p> <p>イ 重油その他の液体燃料を使用するもので、排出ガス量が10,000立方メートル以上40,000立方メートル未満のもの</p>	<p>電気集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。</p> <p>洗浄集じん装置もしくはマルチサイクロンまたはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。</p>

		もの	ただし、灯油軽油またはこれらに類する軽質油を使用するものにあつては、この限りでない。
		ウ 石炭または微粉炭と重油を混合した燃料を使用するもの	電気集じん装置、洗浄集じん装置もしくはマルチサイクロンまたはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
2	金属の精練または無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉	すべてのもの	洗浄集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
3	金属の精練または無機化学工業品の製造の用に供する焼結炉（ペレット焼結炉を含む。）	すべてのもの	電気集じん装置もしくは洗浄集じん装置またはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
4	金属の精練の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）のうち高炉および転炉	すべてのもの	電気集じん装置もしくはろ過集じん装置と洗浄集じん装置との併用またはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。ただし、転炉の場合は、ばい煙の集じん装置への捕集が十分でないと認められるときは建屋集じんを行うこと。
5	金属の精練の用に供する平炉	すべてのもの	電気集じん装置もしくはろ過集じん装置またはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を

			設けること。
6	<p>金属の精練、製錬、精製もしくは鋳造または合金の製造の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）</p>	<p>銅、鉛または亜鉛については、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上、火格子面積が0.5平方メートル以上、羽口面断面面積が0.2平方メートル以上またはバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上のもの</p> <p>鉛の二次精練または鉛の管、板もしくは線の製造については、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上または変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上のもの</p> <p>鉛系顔料の製造については、容量が0.1立方メートル以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上または変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上のもの</p> <p>その他のものについては、火格子面積が0.5平方メートル以上、羽口面断面面積が0.5平方メートル以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上または変圧器の定格容量が100キロボルトアン</p>	<p>ろ過集じん装置もしくは洗浄集じん装置またはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。</p>

		ペア以上のもの	
7	金属の鍛造もしくは圧延または金属もしくは金属製品の熱処理もしくは溶融メッキの用に供する加熱炉	ア 排出ガス量が40,000立方メートル以上のもの  イ 排出ガス量が10,000立方メートル以上40,000立方メートル未満のもの	電気集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。  洗浄集じん装置もしくはマルチサイクロンまたはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。ただし、電気、ガスまたは灯油、軽油もしくはこれらに類する軽質油を使用するものにあつてはこの限りでない。
8	石油製品、石油化学製品またはコークス製品の製造の用に供する加熱炉（希硫酸を燃料として専焼させるものを除く。）	火格子面積が0.5平方メートル以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上のもの	電気集じん装置またはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
9	窯業製品の製造の用に供する溶融炉のうちろつぼ炉	火格子面積が0.5平方メートル以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上のもの	洗浄集じん装置もしくはマルチサイクロンまたはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
10	窯業製品の製造の用に供する溶融炉のうちガラ	火格子面積が0.5平方メートル以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リ	電気集じん装置もしくは洗浄集じん装置またはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を



	スタック炉	ットル以上または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上のもの	設けること。
1 1	窯業製品の製造の用に供する焼成炉のうちセメント焼成炉	火格子面積が0.5平方メートル以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上のもの	電気集じん装置もしくはろ過集じん装置またはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
1 2	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）、直火炉および加熱炉	排出ガス量が40,000立方メートル以上のもの	洗浄集じん装置もしくはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。ただし、電気、ガスまたは灯油、軽油もしくはこれらに類する軽質油を使用するものにあつては、この限りでない。
1 3	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	火格子面積が0.5平方メートル以上、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30リットル以上または変圧器の定格容量が100キロボルトアンペア以上のもの	ろ過集じん装置もしくはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
1 4	製銃、製鋼またはカーバイドの製造の用に供する電気炉	すべてのもの	ろ過集じん装置もしくはこれと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。ただし、ばい煙の集じん装置への捕集が十分でないと認められるときは、建屋集じんを行うこと。

1 5	廃棄物焼却炉のうち連続炉	ア 排出ガス量が10,000立方メートル以上のもの	電気集じん装置とマルチサイクロンとの併用またはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
		イ 排出ガス量が10,000立方メートル未満のもの	電気集じん装置とマルチサイクロンとの併用もしくは遠心力集じん装置と洗浄集じん装置との併用またはこれらと同等以上の能力を有する集じん装置を設けること。
1 6	廃棄物焼却炉のうち前項に掲げる以外のもの	火格子面積が2平方メートル以上または焼却能力が1時間当たり200キログラム以上のもの	電気集じん装置とマルチサイクロンとの併用もしくは遠心力集じん装置との併用またはこれらと同等以上の能力を有する装置を設けること。

備考 希硫ガスとは、いおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下のガスをいう。

(2) 有害物質および粉じんに係る設備基準

項	用途	施設	種類または規模	設備基準
1	すべての用途	ア 鉍物(コークスを含む。以下同じ。)または土石の堆積場	面積が500平方メートル以上のもの	粉じんが飛散するおそれのある鉍物または土石を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが容易に飛散しない構造の建築物内に設置すること。 (2) 散水設備によつて散水を行うこと。 (3) 防じんカバーでおおうこと。 (4) 薬液の散布または表層の締固めを行うこと。

		(5) 前各号と同等以上の効果を有する装置を講じること。
イ ベルトコンベアおよびバケツコンベア (鉱物、土石またはセメントの用に供するものに限る。ただし、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が50センチメートル以上またはバケツの内容積が0.02立方メートル以上のもの	粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石またはセメントを運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが容易に飛散しない構造の建築物内に設置すること。 (2) コンベアの積込部および積降部にフードおよび集じん機を設置し、ならびにコンベアの積込部および積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号または第4号の措置を講じること。 (3) 散水設備によつて散水を行うこと。 (4) 防じんカバーでおおうこと。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じること。
ウ 上記以外の粉粒塊輸送用コンベア(袋詰めされたものを輸送する場合を除く。)	輸送能力が1時間当たり30トン以上のもの	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 積込部および積降部にフードおよびバグフィルターまたはこれと同等以上の性能を有する処理施設を設け、その他粉じんの飛散するおそれのある部分に散水設備による散水を行うことまたは防じんカバーでおおうこと。

		(2) 施設を密閉構造にすること。
エ	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの 破碎機および摩砕機（鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限る。ただし、湿式のものおよび密閉式のものを除く。）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが容易に飛散しない構造の建築物内に設置すること。 (2) フードおよび集じん機を設置すること。 (3) 散水設備によつて散水を行うこと。 (4) 防じんカバーでおおうこと。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置を講じること。
オ	原動機の定格出力7.5キロワット以上のもの 上記以外の粉砕施設（湿式のものを除く。）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) バグフィルターもしくはベンチュリースクラバーまたはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。 (2) 施設を密閉構造にすること。
カ	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの ふるい（鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限る。ただし、湿式のものおよび密閉式のものを除く。）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが容易に飛散しない構造の建築物内に設置すること。 (2) フードおよび集じん機を設置すること。 (3) 散水設備によつて散水を行うこと。 (4) 防じんカバーでおおうこと。 (5) 前各号と同等以上の効果を有

				する措置を講じること。
		キ 上記以外のふるい分設（湿式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) バグフィルターもしくはベンチュリースクラバーまたはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。 (2) 施設を密閉構造にすること。
		ク 吹付塗装施設	排風機の能力が1分間当たり100立方メートル以上のもの	乾式ブースもしくは湿式ブースと吸着式処理装置との併用、乾式ブースと薬液による吸収式処理装置との併用またはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
			排風機の能力が1分間当たり100立方メートル未満のもの	水洗ブースもしくは乾式ブースまたはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		ケ 乾燥、焼付施設	排風機の能力が1分間当たり10立方メートル以上のもの	吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
2	食料品の製造の用に供する施設	たんぱく質分解施設	すべてのもの	充てん塔型の吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
3	繊維製品（衣服その他の織	ア 樹脂加工施設	すべてのもの	吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理施設

	維製品を 除く。)のイ 製造の用 に供する 施設			を設けること。
		動力打綿機(混 打綿機を含 む。)	原動機の定格出力 が7.5キロワッ ト以上	マルチサイクロンまたはこれと同 等以上の性能を有する処理施設を 設けること。
		ウ 起毛、剪毛施設	すべてのもの	マルチサイクロンまたはこれと同 等以上の性能を有する処理施設を 設けること。
4	木材もし くは木製 品の製造 またはパ ルプ・紙も しくは紙 加工品の 製造の用 に供する 施設	ア タールまたは アスファルト の含浸施設	すべてのもの	ベンチュリースクラバーまたはこ れと同等以上の性能を有する処理 施設を設けること。
		イ 樹脂加工施設	すべてのもの	吸着式処理装置もしくは薬液によ る吸収式処理装置またはこれらと 同等以上の性能を有する処理施設 を設けること。
		ウ 切断施設	原動機の定格出力 が7.5キロワッ ト以上のもの	マルチサイクロンもしくはバグフ ィルターまたはこれらと同等以上 の性能を有する処理施設を設ける こと。
		エ 研削、研摩施設		
5	出版もし くは印刷 またはこ れらの関 連品の製 造の用に 供する施 設	ア グラビア印刷 施設	すべてのもの	吸着式処理装置もしくは薬液によ る吸収式処理装置またはこれらと 同等以上の性能を有する処理施設 を設けること。
		イ 金属板印刷施 設		
6	化学工業	ア	カーボンブラック	バグフィルターまたはこれと同等

	品、石油製品または石炭製品の製造の用に供する施設	反応施設	製造用燃焼炉	以上の性能を有する処理施設を設けること。
			染料またはその中間品の製造の用に供するもの	吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		イ 蒸発、濃縮施設	すべてのもの	吸着式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		ウ 混合施設	混合容量が0.5立方メートル以上のもの	吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
7	窯業製品または土石製品の製造の用に供する施設	ア 熔融施設	原料としてほたる石または珪弗化ナトリウムを使用するもの	充てん塔型の吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		イ 腐蝕施設	すべてのもの	
		ウ 樹脂加工施設	岩綿または鉍滓綿の製造の用に供するもの	吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		エ 乾燥施設	セメント、パーライトまたは黒鉛の製造の用に供するもの	バグフィルターまたはこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		オ 混合施設	バッチャープラント	

		カ 石綿、岩綿または鉍滓綿加工施設	すべてのもの	バグフィルターまたはこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		キ セメントサイロ	容量が300立方メートル以上のもの	バグフィルターまたはこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
8	鉄鋼もしくは非鉄金属の製造、金属製品の製造または機械もしくは機械器具の製造の用に供する施設	ア 非鉄金属溶解施設	伸銅または亜鉛、鉛もしくはアルミニウムの再生の用に供するもの	バグフィルターと洗浄集じん装置との併用、バグフィルターと吸収式処理装置との併用またはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		イ 熔融メッキ施設	すべてのもの	
		ウ 酸洗施設	弗酸または硝酸を使用するもの	充てん塔型の吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		エ 樹脂加工施設	すべてのもの	吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		オ 溶剤洗浄施設	すべてのもの	吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。
		カ 研磨施設	バフ研磨施設およびグラインダー研磨施設（湿式のものおよび工具研磨	バグフィルターまたはこれと同等以上の性能を有する処理施設を設けること。



		施設を除く。)	
--	--	---------	--

付表

1 ばい煙とは、次に掲げる物質をいう。

(1) いおう酸化物

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物をいう。

(2) ばいじん

燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじんをいう。

(3) 有害物質

物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（(1)に掲げるものを除く。）で次に掲げるものをいう。

- ① カドミウムおよびその化合物
- ② 塩素および塩化水素
- ③ 弗素、弗化水素および弗化珪素
- ④ 鉛およびその化合物
- ⑤ 窒素酸化物
- ⑥ アンモニア
- ⑦ シアン化水素
- ⑧ 一酸化炭素
- ⑨ ホルムアルデヒド
- ⑩ メタノール
- ⑪ 硫化水素
- ⑫ 燐化水素
- ⑬ アクロレイン
- ⑭ 二酸化いおう
- ⑮ 二硫化炭素
- ⑯ ベンゼン
- ⑰ ピリジン

- ⑱ フェノール
- ⑲ 硫酸（三酸化いおうを含む。）
- ⑳ ホスゲン
  - ((21)) 二酸化セレン
  - ((22)) クロルスルホン酸
  - ((23)) 黄燐
  - ((24)) 三塩化燐
  - ((25)) 臭素
  - ((26)) ニツケルカルボニル
  - ((27)) 五塩化燐
  - ((28)) メルカプタン
  - ((29)) 亜鉛およびその化合物
  - ((30)) アセトアルデヒド
  - ((31)) アニリン
  - ((32)) アンチモン
  - ((33)) イソプロピルアルコール
  - ((34)) キシレン
  - ((35)) クレゾール
  - ((36)) クロム酸
  - ((37)) 酢酸
  - ((38)) 酢酸エステル
  - ((39)) スチレン
  - ((40)) 石綿
  - ((41)) トリクロールエチレン
  - ((42)) トルエン
  - ((43)) ニトロベンゼン
  - ((44)) メチルイソブチルケトン
  - ((45)) メチルエチルケトン

2 粉じんとは、物の破碎、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、

または飛散する物質をいう。

別表第3（第17条関係）

汚水に係る規制基準

1 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定するものをいう。この表において同じ。）に係る排出基準

(1) 有害物質に係る排出基準

項目等	カドミウムおよびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	シアン化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	有機リン化合物 (パラチオン メチルパラチオン メチルジメトン EPNに限る。)	鉛およびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	六価クロム化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)
許容限度	0.01	0.1	検出されないこと。	0.1	0.05

砒素およびその化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物 (単位 1リットルにつきミリグラム)	アルキル水銀化合物	PCB (単位 1リットルにつきミリグラム)	トリクロロエチレン (単位 1リットルにつきミリグラム)	テトラクロロエチレン (単位 1リットルにつきミリグラム)
0.05	0.005	検出されないこと。	0.003	0.1	0.1

ジクロロメタン	四塩化炭素 (単位 1リットルにつきミリグラム)	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチ	1, 1, 1-トリクロロエタ
---------	-----------------------------	--------------	---------------	----------------	-----------------

(単位 1リットルにつき ミリグラム)	ットルにつき ミリグラム)	(単位 1リ ットルにつき ミリグラム)	(単位 1リ ットルにつき ミリグラム)	レン (単位 1リ ットルにつき ミリグラム)	ン (単位 1リ ットルにつき ミリグラム)
0. 2	0. 0 2	0. 0 4	1. 0	0. 4	3

1, 1, 2-トリ クロロエ タン (単位 1リット ルにつき ミリグラ ム)	1, 3-ジクロ ロプロペン (単位 1リ ットルにつき ミリグラム)	チウラム (単位 1リ ットルにつき ミリグラム)	シマジン (単位 1リ ットルにつき ミリグラム)	チオベンカル ブ (単位 1リ ットルにつき ミリグラム)	ベンゼン (単位 1リ ットルにつき ミリグラム)
0. 0 6	0. 0 2	0. 0 6	0. 0 3	0. 2	0. 1

セレンおよびそ の化合物 (単位 1リッ トルにつきミリ グラム)	ほう素およ びその化合 物 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	ふつ素およ びその化合 物 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物およ び硝酸化合物 (単位 1リットルにつき アンモニア性窒素に0. 4 を乗じたもの、亜硝酸性窒 素および硝酸性窒素の合計 に関して1リットルにつき ミリグラム)	1, 4-ジオキサ ン (単位 1リッ トルにつきミリ グラム)
0. 1	1 0	8	1 0 0	0. 5

備考



				ミ リ グ ラ ム)	グ ラ ム)	量) ( 単 位 1 リ ッ ト ル に つ き ミ リ グ ラ ム)	類 含 有 量) ( 単 位 1 リ ッ ト ル に つ き ミ リ グ ラ ム)	リ グ ラ ム)				ラ ミ ム) ミ リ グ ラ ム)	ム) 個)	グ ラ ム)	ラ ム)		
製 造 業	食料 品製 造業 (弁 当製 造業 を除 く。)	10立方 メートル 以上30 立方メー トル未 満30立 方メー トル以 上50立 方メー	6. 0 以 上 8. 以 下	1 0 0 0	1 0 0	9 0 0	5 0 0	2 0	1	1	1	1 0 0 0	0. 1 0 0	3, 0 5 0	0. 0 5	1	排水 先の公 共用水 域にお いて人 の健康 または 生活環 境に支













トル未満																				
30立方 メートル 以上50 立方メー トル未満	7	7	9																	
50立方 メートル 以上1,0 00立方 メートル 未満	5	5	7																	
1,000 立方メー トル以上	4	4	7																	

備考

- この表に掲げる排水基準は、平成22年7月1日（以下「基準日」という。）において、現に特定工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の特定工場等に係る排水について適用する。ただし、当該工場等に係る排水について、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）別表第2第2項に掲げる排水基準または滋賀県公害防止条例施行規則（昭和48年滋賀県規則第10号）別表第6第1項第3号に掲げる排水基準が適用される場合にあつては、この表に掲げる排水基準は適用せず、別表第3第1項第3号に掲げる排水基準を適用する。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上である特定工場等について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）に係る基準については、排水量にかかわらず適用する。
- この表に掲げる項目に係る数値の測定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法および付表に掲げる方法によるものとする。

- 4 この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあつては、日間平均値とする。
- 5 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の規定により、特定行政庁が特に衛生上支障があると認めて指定した区域外において設置した工場等(し尿浄化槽のみを設置するものに限る。)に係る排出水については、この表のその他の業種等の部し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)の項生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)および化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)の欄中「20」とあるのは「60」と読み替えて適用する。
- 6 建築基準法施行令第32条第1項の規定により、特定行政庁が特に衛生上支障があると認めて指定した区域内において、同項に規定する算定方法により算定した処理対象人員(以下「し尿浄化槽処理対象人員」という。)が101人以上500人以下のし尿浄化槽のみを設置する特定工場等に係る排出水については、この表のその他の業種等の部し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)の項生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)および化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)の欄中「20」とあるのは「30」と読み替えて適用する。ただし、当該施設を昭和51年6月30日までに設置した場合(同日までに当該施設に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認申請若しくは同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の通知または浄化槽法(昭和58年法律第43号)附則第12条の規定による改正前の廃棄物の処理および清掃に関する法律第8条第1項の届出をした者を含む。)およびし尿浄化槽処理対象人員が51人以上100人以下のし尿浄化槽のみを設置する場合にあつては、この表のその他の業種等の部し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)の項生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)および化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)の欄中「20」とあるのは「60」と読み替えて適用する。
- 7 製造業に係る汚水発生施設を有する特定工場等でその他の業種等に係る汚水



			1	リットルにつきミリグラム)	に	有量 ( 鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	有量 ( 動物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	リットルにつきミリグラム)	つきミリグラム)	に	トルにつきミリグラム)	1	ルにつきミリグラム)	チメートルにつきミリグラム)	トルにつきミリグラム)	
製食料	10立方	6.	6	6	9	5	2	1	1	1	1	1	0.3,	0.	1	排水













道終 未処 理施 設	メートル 以上	0	0	0															
その 他の 事業 場	10立方 メートル 以上30 立方メー トル未満	3	3	9															
	30立方 メートル 以上50 立方メー トル未満	3	3	9															
	50立方 メートル 以上1,0 00立方 メートル 未満	3	3	7															
	1,000 立方メー トル以上	3	3	7															
			0	0	0														

備考

- この表に掲げる排水基準は、基準日後において、特定工場等を設置する者の特定工場等に係る排水について適用する。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上である特定工場等について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）に係る基準については排水量にかかわらず適用する。

- 3 この表に掲げる項目に係る数値の測定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法および付表に掲げる方法によるものとする。
- 4 この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあつては、日間平均値とする。
- 5 製造業に係る汚水発生施設を有する特定工場等でその他の業種等に係る汚水発生施設を有するものの排水水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- 6 この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する特定工場等に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 7 この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する特定工場等に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

付表

項目	測定方法
アンチモン含有量	規格62に定める方法
ニッケル含有量	規格59・2、59・3または59・4に定める方法
排水量	日本産業規格K0094の8に定める方法

(4) 窒素およびりんに係る排水基準

区分	1日の平均的な排水の総量	項目および許容限度			
		既設		新設	
		窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)
製造業(食品製造業を除く)	10立方メートル以上30立方メートル未満	40	8	30	2
	30立方メートル未満	25	4	20	2

く。)	トル以上50 立方メートル 未満				
	50立方メー トル以上1,0 00立方メー トル未満	20	3	12	1.5
	1,000立方 メートル以上	15	2	10	1
弁当製 造業	10立方メー トル以上30 立方メートル 未満	60	8	45	6
	30立方メー トル以上50 立方メートル 未満	30	5	25	4
	50立方メー トル以上1,0 00立方メー トル未満	25	5	20	3
	1,000立方 メートル以上	20	3	20	2
	10立方メー トル以上30 立方メートル 未満	40	6	30	2
繊維工 業	30立方メー トル以上50	15	2	12	1.2

	立方メートル 未満				
	50立方メー トル以上1,0 00立方メー トル未満	1.2	1.5	8	0.8
	1,000立方 メートル以上	1.0	1	8	0.5
化学工 業（ゼ ラチン 製造業 を除 く。）	10立方メー トル以上30 立方メートル 未満	2.0	5	15	2
	30立方メー トル以上50 立方メートル 未満	1.2	2	10	1.2
	50立方メー トル以上1,0 00立方メー トル未満	1.0	1.5	8	0.8
	1,000立方 メートル以上	8	1	8	0.5
ゼラチ ン製造 業	10立方メー トル以上30 立方メートル 未満	2.0	5	15	2
	30立方メー トル以上50 立方メートル	2.0	2	15	1.2



	未満				
	50立方メートル以上1,000立方メートル未満	15	1.5	10	0.8
	1,000立方メートル以上	12	1	10	0.5
その他の製造業	10立方メートル以上30立方メートル未満	40	2	20	2
	30立方メートル以上50立方メートル未満	15	1.5	12	1
	50立方メートル以上1,000立方メートル未満	12	1.2	8	0.6
	1,000立方メートル以上	8	0.8	8	0.5
	その他	10立方メートル以上	80	25 (サービス業に係るものにあつては、16)	45
畜産農業者またはサービスの業に係る種豚房、等牛房、馬房					

し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く。)	10立方メートル以上	20	2	10	1
し尿浄化槽 (し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10立方メートル以上	20	5	20	5
下水道終末処理施設	10立方メートル以上3,000立方メートル未満	20	1	20	0.5
	3,000立方メートル以上	20	1	15	0.5
その他の事業場	10立方メートル以上30立方メートル未満	60	8	45	6
	30立方メートル以上50立方メートル未満	30	5	25	4

	50立方メートル以上1,000立方メートル未満	25	5	20	3
	1,000立方メートル以上	20	3	20	2

#### 備考

- 1 既設の欄に掲げる排水基準は、基準日において、現に特定工場等を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の特定工場等に係る排水について適用する。ただし、当該特定工場等に係る排水について、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表第3の新設の欄に掲げる排水基準または滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例施行規則（昭和55年滋賀県規則第21号）別表第2第2項に掲げる排水基準が適用される場合にあつては、新設の欄に掲げる排水基準を適用する。
- 2 新設の欄に掲げる排水基準は、基準日後において特定工場等を設置する者の特定工場等に係る排水について適用する。
- 3 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上である特定工場等について適用する。
- 4 この表に掲げる項目に係る数値の測定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法および付表に掲げる方法によるものとする。
- 5 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあつては、日間平均値とする。
- 6 湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和60年政令第37号）第5条第2号に規定する施設のみを設置する特定工場等から排出される排水については、この表のその他の業種等の部し尿浄化槽（し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。）の項に係る既設の欄に掲げる窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）の許容限度「20」とあるのは「60」と、既設の欄に掲げるりん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）の許容限度「5」とあるのは「8」と、新設の欄に掲げる窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）の許容限度「20」とあ

るのは「40」とそれぞれ読み替えて適用する。

- 7 製造業に係る汚水発生施設を設置する特定工場等でその他の業種等に係る汚水発生施設を設置するものの排水については、この表に掲げる製造業に係る排水基準を適用する。
- 8 この表の製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する特定工場等に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 9 この表のその他の業種等に係る区分のうち2以上の区分に属する特定工場等に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

附表

項目	測定方法
排水量	日本産業規格K0094の8に定める方法

## 2 設備基準

汚水に係る有害物質を取り扱う工程からの排水を、他の工程等からの排水と混合することなく、当該有害物質を取り扱う工程からの排水に係る濃度基準以下に処理しうる施設を設置すること。ただし、汚水に係る有害物質を取り扱う工程が2以上ある場合であつて、当該各工程からの排水を混合して処理することが適当であると認められるときは、当該混合された排水を当該排水に係る濃度以下に処理しうる施設を設置すること。

備考 この基準において「有害物質」とは、第1項第1号の表に掲げる物質をいう。

## 別表第4（第17条関係）

### 騒音に係る規制基準

(単位 デシベル)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から午前8時まで	午前8時から午後6時まで	午後6時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45

第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

#### 備考

- 1 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 測定点は特定工場等の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の点において測定することができるものとする。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
  - (1) 騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - (4) 騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第2種区域、第3種区域および第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有す

るもの。

- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

6 この表において「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」および「第4種区域」とは、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により滋賀県知事が指定した区域とする。

別表第5（第17条関係）

振動に係る規制基準

（単位 デシベル）

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域		60	55
第2種区域	(I)	65	60
	(II)	70	65

備考

- 1 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は、鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 測定点は、特定工場等の敷地境界線とする。ただし、敷地境界線上において測定することが、適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の点において測定することができるものとする。
- 4 振動の測定方法は、次のとおりとする。
  - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

イ 傾斜およびおうとつがない水平面を確保できる場所

ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

(単位 デシベル)

指示値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2	1				

5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。

(2) 測定器の指示値が周期的または間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個またはこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

6 第2種区域（Ⅰ）および第2種区域（Ⅱ）のうち別表第4の備考5に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。

7 第1種区域に接する第2種区域（Ⅱ）における当該境界線より15メートルの範囲内の規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。ただし、前項の適用を受ける区域は除くものとする。

8 この表において「第1種区域」「第2種区域（Ⅰ）」および「第2種区域（Ⅱ）」とは、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、滋賀県知事が指定した区域とする。

別表第6 削除

別表第7（第17条関係）

燃料に係る規制基準

区分	重油使用量 (1日当たりキロリットル)	0.3以上3未満	3以上30未満	30以上
	既設工場等	パーセント 2.0以下	パーセント 1.8以下	パーセント 1.5以下
新設工場等		1.5以下	1.0以下	1.0以下

備考

- この基準は、特定工場等において使用される燃料の加重平均いおう含有率について適用する。
- この表に掲げる燃料中のいおう含有率は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第15条第1項第2号に定める方法により測定するものとする。
- 排煙脱硫装置が設置されている施設については、当該排煙脱硫装置の捕集効率を考慮してこの基準を適用する。
- この表において「既設工場等」とは、この規則の施行の際、現に設置し、または設置の工事をしている特定工場等をいい、「新設工場等」とは、この規則の施行の日以後に設置の工事をを行う特定工場等をいう。
- 重油以外の燃料の使用量およびいおう含有率については、市長が定める方法により重油の使用量およびいおう含有率に換算してこの基準を適用する。
- この基準に適合する燃料の確保が著しく困難な特別の事由があると市長が認めた場合は、この基準によらないことができる。

別表第8（第26条関係）

測定義務者	測定の方法等	測定結果の報告回数
1日の通常の排水量が500立	日本産業規格K0094の8に定める測定法により、7日を超えない作業期間ごとに1回以上排水	1か月につき1回



方メートル以上の特定工場等	量の測定を行うこと。ただし、排水口において測定することが困難な場合は、使用する水量から測定することができる。	市長が別に定める。
1日の通常の排水量が500立方メートル未満の特定工場等		
汚水を排出する施設を有する特定工場等	当該特定工場等の排水に係る排出基準に定められた事項について、当該排出基準の測定方法により排水の汚染状態を測定すること。	1日の通常の排水量が500立方メートル以上の特定工場等は、1か月につき1回
ばい煙を発生する施設を有する特定工場等	燃料の月ごとの使用量をその種類別に測定すること。	市長が別に定める。
	別表第7の備考1に定める方法により燃料のいおう含有率を測定すること。ただし、当該使用する燃料のいおう含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。	市長が別に定める。
別表第9に掲げる物質を含有する産業廃棄物を排出する特定工場等	別表第9に掲げる物質を含有する産業廃棄物の種類ごとの月間排出量、処分量（自家処理および委託処理）および貯留量等を測定すること。	1か月につき1回

別表第9（第27条関係）

地下に浸透させてはならない物質とは、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する物質および以下の物質とする。

- (1) クロムおよびその化合物
- (2) フェノール類
- (3) 銅およびその化合物
- (4) 亜鉛およびその化合物

- (5) ニッケルおよびその化合物
- (6) 水素イオン濃度が、5.8以下または8.6以上である物質
- (7) 廃油

別表第10（第28条関係）

特定建設作業に係る規制基準

1 騒音に係る規制基準

- (1) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。
- (2) 特定建設作業の騒音が、付表の第1号に掲げる区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間内、付表の第2号に掲げる区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

ア 災害その他非常事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ウ 鉄道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下この号において「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合

エ 道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合および同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合および同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

- (3) 特定建設作業の騒音が、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ

右欄に掲げる時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

付表第1号区域	1日に10時間
付表第2号区域	1日に14時間

ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

(4) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部または一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において、連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

(5) 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ウ 鉄道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

エ 電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて、当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命または身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

オ 道路法第34条の規定に基づき、道路占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合および同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

カ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合および同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

#### 備考

騒音の測定方法等は、別表第4の備考2および備考4に掲げるとおりとする。

#### 付表

区域の種類	区域の範囲
第1号	別表第4で区分された区域のうち第1種区域から第3種区域までの全域および第4種区域のうち同表備考5に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号	第1号以外の区域

#### 2 振動に係る規制基準

- (1) 特定建設作業の振動が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものでないこと。
- (2) 特定建設作業の振動が、付表の第1号に掲げる区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間内、付表の第2号に掲げる区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。

ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りで

ない。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ウ 鉄道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下この号において「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合

エ 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合および同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

オ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合および同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合

(3) 特定建設作業の振動が次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

付表第1号区域	1日につき10時間
付表第2号区域	1日に14時間

ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

(4) 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部または一部に係る作業の期間が、当該特定建設作業の場所において、連続して6日間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りで

ない。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

(5) 特定建設作業の振動が日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

ア 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合

イ 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合

ウ 鉄道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

エ 電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命または身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

オ 道路法第34条の規定に基づき、道路占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合および同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

カ 道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合および同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

備考

振動の測定方法等は別表第5の備考2、備考4および備考5に掲げるとおりとする。

付表

区域の種類	区域の範囲
第1号	別表第5で区分された区域のうち第1種区域、および第2種区域（Ⅰ）の全域および第2種区域（Ⅱ）のうち、別表第4の備考5に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
第2号	第1号以外の区域

別表第11（第31条関係）

1 生活騒音

工場および事業場から発生する騒音、建設作業騒音ならびに交通騒音以外の騒音であつて、主として住居等の場所における日常の生活活動に伴つて発生する騒音（相当範囲にわたる近隣住民の生活環境が損なわれると市長が認めるものに限る。）をいい、おおむね次の例示のとおりとする。

- (1) 設備音 空気調和の用に供する設備等から発生する音
- (2) 音響機器音 楽器、テレビジョン、ラジオ、ステレオ等から発する音
- (3) 動作音、作業音 人の動作、作業に伴い発生する音
- (4) 風俗営業等に係る騒音

2 生活騒音に係る規制基準

(単位 デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後6時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日の午前6時まで)
第1種区域および第2種区域	50	45	40
第3種区域および第4種区域	65	60	55

備考

- 1 騒音の測定場所は、当該騒音の影響の及ぶ住宅等の敷地境界線または敷地内と

する。

2 騒音の測定方法等は、別表第4の備考2および備考4に掲げるとおりとする。

3 「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」および「第4種区域」は、別表第4の備考6に掲げる区域の区分による。

別記様式第1号～別記様式第14号 (略)